



# 島根県報

平成23年4月15日（金）

第2,282号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【告 示】

介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定	（高齢者福祉課）	2
補助金等交付規則第3条の規定により子ども・若者支援に取り組むモデル活動支援事業補助金の交付の対象等を定める告示	（青少年家庭課）	2
保安林の指定	（森林整備課）	2
森林法第189条の規定による告示及び掲示	（　　　　　）	3
島根県中小企業制度融資要綱の一部改正	（中小企業課）	3
島根県中小企業育成振興資金融資要綱の一部改正	（　　　　　）	3
島根県環境資金融資要綱の一部改正	（　　　　　）	4
平成23年度地籍調査事業の決定	（用地対策課）	4

### 【公 告】

基本測量の終了（2件）	（用地対策課）	7
-------------	---------	---

### 【教委告示】

島根県指定天然記念物の指定	（文化財課）	8
---------------	--------	---

### 【監査告示】

包括外部監査契約の締結		8
-------------	--	---

**告 示****島根県告示第296号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者及び同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定により告示する。

平成23年 4 月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
雲南市	訪問看護	指定訪問看護ステーション	雲南市大東町飯田96番地1	平成23年 4 月 1 日
	介護予防訪問看護	ンうんなん		

**島根県告示第297号**

補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）第3条の規定により、子ども・若者支援に取り組むモデル活動支援事業補助金の交付の対象等を次のとおり定めたので告示する。

平成23年 4 月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 補助金等の名称

子ども・若者支援に取り組むモデル活動支援事業補助金

## 2 交付の目的

社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者の自立支援のために特定非営利活動法人等が運営する居場所を拠点として地域で新たな支援を行う活動に要する経費を補助し、もって島根県内における子ども・若者の社会復帰に向けたモデル活動を構築することを目的とする。

## 3 交付の対象となる事業、経費並びに交付の率及び限度額

交付の対象となる事業	経 費	交付の率	限度額
社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者の自立支援のために、特定非営利活動法人等が運営する居場所を拠点として地域で新たな支援を行う活動	賃金、報償費、旅費、材料費、消耗品費、図書購入費、印刷製本費、通信運搬費、保険料並びに使用料及び賃借料（リース料を含む。）	交付の対象となる経費の10分の10以内	1団体当たり2,000,000円以内

注 交付しようとする額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

**島根県告示第298号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成23年 4 月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 保安林の所在場所

出雲市佐田町一窪田71-1、72-3、字和段田3215-1

## 2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

### 3 指定施業要件

#### (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

#### (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び出雲市役所に備え置いて縦覧に供する。)

### 島根県告示第299号

平成23年島根県告示第229号で保安林予定森林とされた次の山林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を安来市役所に掲示するとともにその要旨を告示する。

平成23年4月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

森林の所在場所及び不明である通知の相手方

森 林 の 所 在 場 所	不 分 明 で あ る 通 知 の 相 手 方	
	山林の権利者	住 所
安来市広瀬町上山佐2882	須藤 徳三郎	東京市深川区深川富吉町7番地

### 島根県告示第300号

島根県中小企業制度融資要綱（昭和47年島根県告示第239号）の一部を次のように改正する。

平成23年4月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

別表一般融資の部一般設備資金の項中「財団法人しまね産業振興財団」を「公益財団法人しまね産業振興財団」に改める。

#### 附 則

この告示は、平成23年4月15日から施行する。

### 島根県告示第301号

島根県中小企業育成振興資金融資要綱（平成4年島根県告示第451号）の一部を次のように改正する。

平成23年4月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

第7条第1項中「財団法人しまね産業振興財団」を「公益財団法人しまね産業振興財団」に改める。

#### 附 則

この告示は、平成23年4月15日から施行する。

## 島根県告示第302号

島根県環境資金融資要綱（平成11年島根県告示第251号）の一部を次のように改正する。

平成23年 4月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

別表中小企業者の項中「財団法人しまね産業振興財団」を「公益財団法人しまね産業振興財団」に改める。

## 附 則

この告示は、平成23年 4月15日から施行する。

## 島根県告示第303号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により、平成23年度地籍調査事業計画を定めたので、同条第5項の規定により次のとおり告示する。

平成23年 4月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

調査を行う者の名称	調 査 区 域	調 査 期 間
松江市	枕木② 枕木③ 東忌部⑧ 東忌部⑨ 朝酌③ 朝酌④ 東津田⑪ 東津田⑫ 大野④ 大野⑤ 東川津④ 東川津⑤	交付決定の日から平成24年3月30日まで
浜田市	熱田町2 熱田町3 上来原Ⅲ 上来原Ⅲ－② 入野1 入野2 坂本Ⅰ 坂本Ⅱ 木都賀④ 高内③ 野坂③ 高内② 折居5 古市場1－3 古市場1－2	交付決定の日から平成24年3月30日まで

	入野 3	
出雲市	乙立② 神西④ 乙立③ 釜浦③ 小津① 吉野③ 吉野④ 吉野⑤ 吉野⑥ 鷺浦②	交付決定の日から平成24年3月30日まで
益田市	高津 1 - 7 津田・木部 鎌手 - I 高津 1 - 8 鎌手 - II 鎌手 - III 高津 1 - 9 鎌手 - IV 鎌手 - V 三谷 III 三谷 IV 三谷 V 三谷 VI 山根 - 1 山根 - 2 萩原 - 3	交付決定の日から平成24年3月30日まで
大田市	大森② 久手④ 久手⑤	交付決定の日から平成24年3月30日まで
安来市	東比田10 赤江 3 赤江 4 - 1 東比田11 荒島 1 赤江 5 西荒島 1	交付決定の日から平成24年3月30日まで
江津市	後地 2 区 後地 4 区 後地 3 区 後地 5 区	交付決定の日から平成24年3月30日まで
雲南市	神代②	交付決定の日から平成24年3月30日まで

	上久野⑤ 刈畑① 殿河内① 北村① 刈畑② 刈畑③ 刈畑④	
奥出雲町	阿井 3 佐白 2 三沢 6 山県 2 阿井 4 佐白 3 三成 8 横田 3	交付決定の日から平成24年3月30日まで
飯南町	頓原11 頓原13 志津見 2 八神 3 八神 4 志津見 3 志津見 4 志津見 5 角井 1	交付決定の日から平成24年3月30日まで
美郷町	湯抱③ 湯抱④ 久保② 吾郷② 奥山① 火打谷 吾郷①	交付決定の日から平成24年3月30日まで
邑南町	日貫Ⅹ 岩屋 1 日貫Ⅺ 岩屋 2 日和Ⅲ	交付決定の日から平成24年3月30日まで
津和野町	富田ⅡⅢ 富田ⅡⅣ 柳村Ⅲ 柳村Ⅳ 長福②- 3 豊稼①	交付決定の日から平成24年3月30日まで

	豊稼② 豊稼③	
吉賀町	大野原 3 福川 3 白谷 4 蔵木 3 蔵木 4	交付決定の日から平成24年 3月30日まで
隠岐の島町	那久③ 西村① 伊後② 代②	交付決定の日から平成24年 3月30日まで

## 公 告

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、次の基本測量は、平成23年 3月25日に終了した旨国土交通省国土地理院長から通知を受けたので、同条第3項の規定により公告する。

平成23年 4月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

### 1 作業種類

- (1) 基本測量（基盤地図情報整備業務）
- (2) 基本測量（基盤地図情報整備業務）

### 2 作業期間

- (1) 平成22年 9月17日から平成23年 3月25日まで
- (2) 平成23年 1月21日から平成23年 3月25日まで

### 3 作業地域

- (1) 松江市、安来市、東出雲町
- (2) 浜田市

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、次の基本測量は、平成23年 3月31日に終了した旨国土交通省国土地理院長から通知を受けたので、同条第3項の規定により公告する。

平成23年 4月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

### 1 作業種類

基本測量「電子国土基本図（地図情報）」修正測量

### 2 作業期間

平成22年 5月10日から平成23年 3月31日まで

### 3 作業地域

県内全域

## 教 育 委 員 会 告 示

**島根県教育委員会告示第2号**

島根県文化財保護条例（昭和30年島根県条例第6号）第31条第1項の規定により、次の記念物を島根県指定天然記念物に指定したので、同条第2項の規定により告示する。

平成23年 4月15日

島根県教育委員会委員長 北 島 建 孝

種 別	名 称	員 数	所 在 地	所 有 者
天然記念物	大空の山桜	1 株	八束郡東出雲町大字揖屋町字家ノ上3130番1	三島 武美

**監 査 委 員 告 示****島根県監査委員告示第2号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定により平成23年度に係る包括外部監査契約を次のとおり締結したので、同条第5項の規定により告示する。

平成23年 4月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 包括外部監査契約の期間の始期

平成23年 4月 1日

## 2 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法

契約書で定める基本費用の額、契約書で定めるところにより算定した執務費用及び実費の額並びに契約書で定めるところにより算定した消費税及び地方消費税を合算した金額とし、16,247千円を上限とする。

## 3 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所

池田 明 松江市北陵町46番地2

## 4 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法

監査の結果に関する報告の提出があった後に支払うものとする。ただし、知事が必要があると認めるときは、概算払をすることができる。